

明治中期における子どもの「貧困」と教育 ～小学簡易科の教育課程を中心に～

山口 真里

I はじめに

本稿は、明治中期に設置された「小学簡易科」の課程編成および教育内容をもとに、その時期における「貧しい」子どもとその教育がどのように考えられていたのかを考察するものである。

初代文部大臣に就任した森有礼は、学校制度の改編を行い、1886（明治19）年4月に初等教育において初の単独勅令となる「小学校令」を制定した。その課程は、「小学校ヲ分チテ高等尋常ノ二等トス」（第一条）と定められ、修業年限が各四年の尋常小学科・高等小学科という連続する二段階とされた。そして、並行して尋常小学科の代用となる課程について次のように定められた。

第十五条 土地ノ情況に依リテハ小学簡易科ヲ設ケテ尋常小学科ニ代用スルコトヲ得
但其經費ハ区町村費ヲ以テ支弁スヘシ

保護者から授業料を徴収せず地方自治体が費用負担する「小学簡易科」の誕生である。そして翌5月には「小学簡易科要領」が公布され、学科や課程の要綱が示された。

- 一 修業年限 三箇年以内タルヘシ
- 一 学科 読書 作文 習字 算術
- 一 学級 児童六十人以下ノ場合ニ於テハ学級ヲ分ツコトヲ得ス
其他ハ尋常小学校ニ準ス
- 一 授業時間 毎日二時ヨリ少カラス三時ヨリ多カラス
但算術ノ授業時間ハ授業時間総数ノ半以上タルヘシ

森文相は、小学校令で尋常小学校への就学を「義務」とするなど、将来の無償義務教育制度に向けて初等教育の普及を図っていた。就学率を向上策として「小学簡易科」は特に重視していたといわれ¹、全国を回った学事巡視の演説では簡易科の必要性を力説し、設置を奨励していたことが記録に残されている。しかし「小学簡易科」の命脈は短く、1891年（明治24）に小学校令が改正されると、その課程は廃されてしまう。

この「小学校簡易科」の性格は、それ以前・以後の小学校と異なっており、非常にユニークである。例えば教授学科をみると、尋常小学科が「読書 作文 習字 算術 修身 体育」であるのに対して、簡易科は「読書 作文 習字 算術」のみである。「教育令」で首位教科とされていた修身科を欠いて、体育がないなど重要だと思われる教科がなくなっており、教育課程として平易にしたかのようである。しかし、算術を全授業時間の半分以上を超えて教えることを定めているのがこの教育課程の特異な点で、算術を重視する理由は法令に述べられて

¹ 佐藤秀夫「学校編成の状況」国立教育研究所編集・発行『日本近代教育百年史』第4巻大4編第1章第2節の1、1974年、p.102

いない。

そもそも、日本の近代初等教育が画一的であったと指摘されることがあるが、実際の小学校の課程は決して単一、画一的だったわけではない。最初の学校制度についての法令である「学制」においても、尋常小学校の課程を中心に6種類もの小学校課程が想定されていたし、その後全国に小学校が設置されていく中で、実に多種多様な教育課程を持った初等学校が文部省の認可を受けて全国に設置されていったことが『文部省日誌』などから知ることができる。また、1885（明治18）年の「教育令」の改正に際しては、尋常科の課程をやさしくした「小学校教場」を設置することを決めている。その意図は、元老院会議の議事録などをもとに、当時の経済不況によって就学状況が極端に悪化することを阻止しようとするものだったといわれているが、法令が施行されてわずか8ヶ月で実態をほとんど持たないまま終焉してしまった。「小学校簡易科」は、この「小学校教場」をそのまま引き継いだものという見方もされているが、その点は実証されていない。

この「小学校簡易科」も、先述したように5年ほどで法令上の初等学校種から消えてしまう。簡易科は尋常科に対して「下位」の位置づけを与えられ、教育課程の内容としても「上・下」の重層性をもって考えられていたとみることができる。このような学校制度の重層性は、その後、国民国家として国民統合が進められる中で背後に退いていったというのが教育史研究の定説だろう²。つまり、1890（明治23）年に制定された「小学校令」の後、小学校の教育課程は重層化よりも単一化に進んでいくことになるのである。日本の近代学校は国民に同じ教育を与え、国家的統一意識を醸成する役割を果たしたとされるが、その意味を明らかにするためにも、1890年の「教育勅語」「小学校令」公布直前の簡易科の教育課程は、その時点の教育の状態を知るうえで重要な意味をもつと考えられる。

これまで「小学簡易科」の先行研究では、大きく分けて、簡易科を全国的に検討するものと個別地域の実態を調査分析するものとの二つの方向で進められてきた。そこで浮かび上がってくるのは、簡易科を「貧民学校」と特徴付けてよいのか、それとも別の概念で区分するのが適当なのかという論点である。少なくとも、「小学校令」という単独の法令に、全くイメージの異なる二つの初等教育が併存しており、簡易科はより平易で授業料も徴収しないから貧困児童向けと理解すれば良いかのようなのであるが、それだけではない側面が指摘されてきたのである。

簡易科を全国レベルで検討する田中勝文の簡易科研究は、「貧民学校」史上にそれがどう位置づくかという観点から全国の開設状態を分析している³。それによると、簡易科の設置形態としては、単独で設置されたものと尋常科に併設されたものがあるが、単独簡易科については、「簡易科制度がその理念において貧児の就学機関として構想されたものであったとしても、単独簡易科の実情は、その理念とはかけはなれたものとして成立していたと思われる」ことから、「単独簡易科を直ちに貧民学校とみなすことには問題がある」としている

² たとえば、佐藤秀夫「明治期における小学校観の成立」、野間教育研究所紀要第27集『学校観の史的研究』第一章、1972年など。

³ 田中勝文「明治中期の貧民学校：小学簡易科制度の実態分析」教育史学会『日本の教育史学』第8号、1965年

4。それに比して、「併設簡易科の場合には、入学時において、その家庭経済の状態によって尋常入学と区別した⁵」ため、概ね貧民を対象としたといえる。しかしながら、「小学簡易科のうち貧民学校的形態をもったのは併設簡易科であるけれども、すべての併設簡易科が実質的に貧民学校的性格を持っていたのではな⁶」かったことや、地域によってその普及度合いや設置形態に大きな違いがあったことなどから、「その就学児童の階層実態と普及の実態からいえば、貧児教育機関として大きく貧民学校史に位置付けるとは困難である⁷」と結論づけている。「貧民教育に果たした役割」をあえていうならば、「この制度をきっかけに宗教的慈善学校が多数開設された⁸」ことだという。

このように、簡易科を貧民学校と位置付けることに消極的である田中に対して、川向秀武は、「このとらえ方は、小学簡易科の基本的な性格をあいまいにしてしまうし、一般に「貧乏学校」として忌避され、そのため不振に終わった」という従来からの「定説」の域をでることができない⁹」として異議を唱えている。田中によると、森有礼にとって簡易科は、「あきらかに貧民対策であり、制度においても内容においても、差別を前提としていた」し、「彼は授業料を徴収しないことを特色とした簡易科制度を「恩義」という、慈恵の発想をもってとらえていた¹⁰」という。加えて、「その教育施設・教育内容・教師などの諸条件のどれをとっても、その劣悪さははっきりとしている¹¹」ことなどから、「すべての簡易科が貧民学校であったとはいえないが、基本的な性格はあきらかに差別学校制度としての「貧民学校」に位置づけるべきものである¹²」として、田中と反対の結論を下す。果たして「小学簡易科」は、「貧民学校」と区分すべきなのだろうか。

この点について、佐藤秀夫の「小学簡易科分析」を確認したい。佐藤は、森有礼が「尋常・高等両小学科はその経費をまかないうるだけの授業料を支弁しうる「金持ノ学校」であり、大多数の「貧者」は授業料非徴収制の小学簡易科に就学すべき¹³」であると発言していたことに注目し、尋常・高等両小学科と尋常小学科に代替する「簡易小学科」という「小学校令」の課程編成が「社会の職業分化もしくは階層分化に対応する種別化への契機をも含んでいたことは明らかであった¹⁴」と解している。そして、「簡易科の中には、授業料徴収を避けるために簡易科と称したに過ぎず、したがって設備・教科・授業時間数等が尋常科とほとんど変わらないものもみられた」ものの、「しかし簡易科には「貧民学校」の名称に相応したもののほうが、もとより多かった」とみている¹⁵。ただし、佐藤の主な関心は、簡易科が「貧民学校」として位置付けられるかどうかという点にはない。「森文相は、経済不況の深刻な当時であって「臣民」教化としての初等教育を普及せしめる有力な手段として、この簡易科を

⁴ 同上、p.32

⁵ 同上、p.32

⁶ 同上、p.35

⁷ 同上、p.41

⁸ 同上、p.41

⁹ 川向秀武「小学簡易科論(I 差別と教育)」『人文学報. 教育学』、No.82、1971年、p.42

¹⁰ 同上、p.49-50

¹¹ 同上、p.78

¹² 同上、p.79

¹³ 佐藤秀夫「学校編成の状況」国立教育研究所編集・発行『日本近代教育百年史』第4巻大4編第1章第2節の1、1974年、p.102

¹⁴ 同上、p.101-102

¹⁵ 同上、p.108

とくに重視していた¹⁶」にもかかわらず、なぜ「政策担当者の期待通りの普及をみるには至らなかった¹⁷」のかという点に寄せられている。例えばその理由として、「この時期における権力側の期待する学校観と民衆のそれとの、大きなずれ」を挙げ、「民衆の経済生活が破綻に瀕した当時の不況下にあつて、なおその子女の就学をこころざす人々は、「学校」を「立身治産」への上昇ルートとして主にとらえており、したがって「簡易」よりは「尋常」の課程を強く求めていた」が、「他方、簡易科がその対象とした「貧民」層にあつては、深刻な不況のしわよせを蒙って、家内労働力をうばう子女の就学それ自体がそもそも不可能であったと考えられる」と解している¹⁸。ここでも、簡易科は「貧民」を対象にしていたとの理解が暗に示されているが、はっきりとした評価が述べられてはいない。

このように、ほぼ同時期になされた田中、川向、佐藤の「小学簡易科」の評価は、「貧民学校」と位置づけるか否か、またそれをどのような観点から実証するかという点で異なっており、その全体像が定まっているとはいえない。ただし三者には共通点もある。それは、森有礼ら政策担当者が簡易科を「貧民」向けの教育課程として想定していたとして、その「貧民」とはいったいどのような人々をさしているかについては、あまり関心を払っていない点である。単に経済的に困窮しているという意味で「貧しい人」を指すのか、それとも例えば江戸時代に見られた「身分」を含んだ「貧民」だったのかといった視点である。川向は簡易科が被差別部落で設置された地域を検討しているが、それは簡易科が差別の対象となっていたことの例として取り上げたものであり、「貧民」と被差別部落民との関係にまでは言及していない。

そうした視点まで踏み込んでいるのが、土方苑子の東京市域における初等教育研究である。土方によれば、東京市では「一八八〇年代末から公立学校、私立学校、貧民学校と初等教育機関それぞれが対象とする社会的層を違えて重層化した状態になる¹⁹」という。「小学校簡易科」を設置した森有礼の意図についてもそのような観点から、「異なる階層には異なる学校をという点から理解すべきではないかというのが私の意見である²⁰」と述べる。そして、そうした社会「層」が近世から近代へのまさに過渡的な時期にあつて、社会集団として変化しつつあったことを重視している。土方のこうした視座は、「簡易科は貧民学校だったか否か」といった二者択一的な議論から解放され、簡易科の実質的な設置意図や対象とした社会集団、ひいては子ども達の姿にまで光を当てることを可能にすると思われる。ただし、簡易科については実態的な分析がなされている訳ではなく、例えば全国的な普及のばらつきについても、「過渡期である一八八六年の時点における社会の層はけっして全国一様ではなく、モザイク模様のように多様であった。小学校の最下層に位置すべき簡易科がどのような層を対象とした学校か、ということが地域によって異なったのはそのような理由に基づくのではないだろうか」と仮説的に述べるにとどまっている。

その後主に進められているのは、三重県や山口県、長野県、秋田県、奈良県などの地域

¹⁶ 佐藤秀夫「明治期における小学校観の成立」、野間教育研究所紀要第27集『学校観の史的研究』、1972年、p.82

¹⁷ 同上、p.84

¹⁸ 同上、p.86

¹⁹ 土方苑子『東京の近代小学校—「国民」教育制度の成立過程—』、東京大学出版会、2002年、P.9

²⁰ 同上、p.99-100

個別研究である²¹。とりわけ、岩手を検討した軽部勝一郎は、「小学簡易科」や慈善学校といった重層的な教育課程が「女子、学校教育の後進地域、都市部における貧困層の教育要求にこたえうる教育機関²²」となっていた実態を明らかにしており、それらが貧民の学校としてのみあった訳ではなかった可能性を示唆しているところが注目される。一方、神津善三郎の『蔑まれた簡易小学校 一貧人小学の行方』は、長野をフィールドに、簡易科が設置された実態を当時の経済状態も含めて詳細に検証すると同時に、森有礼や福沢諭吉の貧民論なども検討していて興味深い。しかし表題が示すように、教育対象である「貧民」に対する見方が固定されてしまっており、そうした「貧民」とはどのような人々だったのかを問う柔軟な姿勢が弱いように思われる。このように、地域個別研究によって地も方の実態が少しずつ明らかになっているが、まだその数からいって各地域の説明は出来ても全体像を説明するまでには至らず、さらなる蓄積が必要な段階である。

ここまでの先行研究の動向から個別事例研究の有効性は明らかであるが、本稿では「小学簡易科」の性格にもう少し異なった角度から迫ることを試みたい。それは、実際に教えられたと思われる場面に今一步踏み込んだ検討であり、教育課程が実際にはどのように機能していたか、すなわち、どのような教員がどのような内容を教えていたのかということである。その材料は、第一に、当時の教科書である。現在残っている量は少ないものの、読書科、作文科、算術科などの教科書の内容を検討することによって、それを読み学習する児童がどのような子どもたちとして想定されたのか、手掛かりを得ることが出来ると思われる。第二に、当時の刊行図書として残されている教員試験問題集である。それらには簡易科教員の検定試験も含まれており、府県が簡易科の教員に何をどの程度求めていたのかを知る手立てになることが予想される。そしてそれは、「学制」以来の重層的な教育課程観に基づく小学校のうちでも、特にユニークな教育課程をもつ「小学校簡易科」がどのような教育をしようとしていたのか、ひいては、その対象として想定された「貧民」とはいったいどのような人々だったのかということ考察する手がかりになると期待される。

以下では、まず「小学簡易科」に至るまでの教育課程を小学校の多様性という観点から整理したうえで、簡易科の教則がどのように規定されていたのかを確認し、その後、上記の2点にわたって検討したい。そして、初等教育の多様性の突出した現れである「小学簡易科」がどのようなものとして作られ、どのような子どもたちに対する教育を想定していたのか

²¹ 以下のような個別事例研究がある。

生馬 寛信「近代日本における児童就学の研究(III)：山口県下における小学簡易科の実態」佐賀大学『研究論文集』第31巻(2)(1)、1984年

神津善三郎『蔑まれた簡易小学校一貧人小学の行方』銀河書房、1993年

軽部 勝一郎「岩手県における小学簡易科の研究--民衆の教育要求との関わりから」『地方教育史研究』第23巻、2002年

戸田 金一「秋田県2慈善学校狭間期における貧民子弟の就学--主として地方再編制と小学簡易科について」『聖園学園短期大学研究紀要』第35巻、2005年

軽部 勝一郎「小学校令期の小学簡易科に関する一考察 -三重県の事例に焦点を当てて-」『熊本学園大学論集「総合科学」』第13巻2号、2007年

坂本 紀子「「小学校規則及小学簡易科教則」下の北海道における小学校の実態：石狩郡親舟町外9町3村の小学校を中心に」『日本の教育史学』第54巻、2011年

鎌田 佳子「奈良県における小学簡易科の実態と分析：『明治二十年 小学校簡易科教場設置何 学務課』を中心に」『立命館文学』第637号、2014年

²² 軽部、前掲「岩手県における小学簡易科の研究--民衆の教育要求との関わりから」p.30

考察したい。

II 「小学校令」までの初等教育課程の重層的側面

(1) 複数の小学校課程

前述したように、小学簡易科が制度化される以前から初等教育は必ずしも単一ではなく、複数種が定められていた。これは何を意味するのだろうか。ここでは簡潔に、小学校令までの教育法において教育課程の重層性がどのように定められていたかを確認したい。

まず、初めて教育課程を定めた 1872（明治 5）年の「学制」は次のように定める。

第二十一章 小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカラサルモノトス
之ヲ区分スレハ左ノ数種ニ別ツヘシ然トモ均ク之ヲ小学ト称ス 即チ尋常小学女児
小学村落小学貧人小学私塾幼稚小学ナリ

「尋常小学」の他に「女児小学」「村落小学」「貧人小学」「小学私塾」「幼稚小学」と 6 種類もの学校種に分けられるが、「然トモ均ク之ヲ小学ト称ス」というように、どれも小学校として法文上はフラットに扱っている。ただし、以下のとおり続く条文で尋常小学以外の小学校の説明を加えおり、尋常小学校が標準とされたことがわかる。

第二十二章 幼稚小学ハ男女ノ子弟六歳迄ノモノ小学ニ入ル前ノ端緒ヲ教ルナリ

第二十三章 小学私塾ハ小学教科ノ免状アルモノ私宅ニ於テ教ルヲ称スヘシ

第二十四章 貧人小学ハ貧人子弟ノ自活シ難キモノヲ入学セシメメン為ニ設ク其費用ハ富者ノ寄進金ヲ以テス是専ラ仁恵ノ心ヨリ組立ルモノナリ仍テ仁恵学校トモ称スヘシ

第二十五章 村落小学ハ僻遠ノ村落農民ノミアリテ教化素ヨリ開ケサルノ地ニ於テ其教則ヲ少シク省略シテ教ルモノナリ或ハ年已ニ成長スルモノモ其生業ノ暇来リテ学ハシム是等ハ多ク夜学校アルヘシ

第二十六章 女児小学ハ尋常小学教科ノ外ニ女子ノ手芸ヲ教フ

その後、各府県が「学制」からはみ出るような独自の小学校課程をつくったり、あるいは学習内容を簡略化して就業期間を短縮するなど多様化していく。それらの内容は、1872 年から 1882 年まで数年を除いて文部省から刊行された『文部省日誌』に見ることができる。このように、教育課程を国が一律に決めずに大幅に自由を認めて認可したことで就学者の増加をうみ、1879（明治 12）年にはあらたに「教育令」が制定公布された。

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授タル所ニシテ其学科ヲ読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加フ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ

ここでは小学校を「普通ノ教育ヲ児童ニ授タル所」とのみ定めているが、非常に自由度の高い規定であり、地域の実情に合わせた多様な小学校がつけられた。しかし、この自由化路線は、1880（明治 13）年の第二次教育令で方針転換されたといわれている。

第三条 小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所ニシテ其学科ヲ修身読書習字算術地理歴史等ノ初歩トス土地ノ情況ニ随ヒテ野画唱歌体操等ヲ加ヘ又物理生理博物等ノ大意ヲ加

ヲ殊ニ女子ノ為ニハ裁縫等ノ科ヲ設クヘシ但已ムヲ得サル場合ニ於テハ修身讀書習字算術地理歴史ノ中地理歴史ヲ減スルコトヲ得

第二十三条 小学校ノ教則ハ文部卿頒布スル所ノ綱領ニ基キ府知事県令土地ノ情況ヲ量リテ之ヲ編成シ文部卿ノ認可ヲ經テ管内ニ施行スヘシ但府知事県令施行スル所ノ教則ニ準拠シ難キ場合アリテ之ヲ斟酌増減セントシ府知事県令之ヲ許可セントスルキハ其意見ヲ附シテ文部卿ノ認可ヲ經ヘシ

たしかに23条で、教則については文部卿の「綱領」にのっとって府知事県令が編成すると定めており、小学校の定形化を志向しているかにみえるが、実は他の小学校を禁止しているのではないし、実態レベルでも他の小学校が消滅したわけでもなかった。

さらに1885年(明治18)年には教育令が再改正される。

第三条 小学校及小学教場ハ兒童ニ普通ノ教育ヲ施ス所トス

ここで再び、法令上に「小学校」と「小学教場」という2種類の初等教育機関が現れる。そして、これが1885(明治18)年の「小学校令」に登場する「小学簡易科」へと連なっていくといわれているのである。そして、初めての学校別の単独法令として、「小学校令」が森有礼文部大臣のもとで公布されたのは先にみたとおりである。

このように、小学簡易科に至るまでも、日本では教育法制上、バリエーションの多寡や設置のし易さなどは別にして、初等教育を唯一種類の小学校で受けることを求めたことはなかったことが確認できる。

(2) 複数課程の法令上の意図

ところで、以上のように初等教育の教育課程は複数設けられていたといえるものの、その差異化が何を指したもののなにかは必ずしも法令上明らかになっていない。唯一、1885年「教育令」改正により出現することになった「小学教場」については、当時の日本を覆った不況により大きく落ち込んだ小学校就学率を意識したものであることが、「教育令」改正を論議した元老院会議の筆記録などを根拠に明らかにされている。教育費の受益者負担を基本としつつも、貧困者の授業料負担を避けて授業料を徴収しない小学校として構想されたのである。だが、あくまで「小学教場」のみしかその意図が判明していないことも確認しておきたい。

III 「小学簡易科」教育課程の実践

(1) 「小学簡易科」の教育課程

ここでは、「小学簡易科」の学科課程について改めて見ていく。前掲の「小学簡易科要領」では、「小学簡易科ハ左ノ要領ニ依リ土地ノ情況ヲ考ヘ其教則ヲ定ムヘシ」とされ、教則については各府県で定められている。

愛媛県では、「小學簡易科ハ尋常小學科ヲ履修スルコト能ハザルモノ、爲メニ設クルモノトス」(「小學簡易科教則」県令第29号(明治19年12月4日)第一条)として、授業は1日3時間(同三条)、修業年限3年(同二条)と定めた。愛媛県は、地域によっては簡易科

の生徒数が多かったとみえ、「生徒ヲ分チ午前午後二教授スルコトヲ得」との但し書きもついている（同三条）²³。これを、「一日凡五時間」で4年制の尋常科と週に換算して比較すると、尋常科 25.3 時間（第一、二学年）～28.3 時間に対し簡易科 18 時間であり、週に 10 時間程の差がある。

また、指定された教科用図書を比較したのが以下の表である²⁴。

	簡易科	尋常科
読書	文部省編輯『読書入門 全』 木戸麟編『小学修身口授書一、二』	甲種：新保磐次著『日本読本初歩第一第二』 新保磐次著『日本読本第一』 乙種：塚原苔園撰『讀方書一ノ上下』
作文	文學社編『小学作文全書』	文學社編『小学作文全書』 鈴木幹輿他輯『小學作文書一』
習字	愛媛県師範学校編輯『小学習字臨貼 尋常科第一学年上下』	愛媛県師範学校編輯『小学習字臨貼 尋常科第一学年上下』
算術	未定	未定

このうち、読書で使用されている『小学修身口授書』は、尋常科の修身の図書に指定されている²⁵。簡易科の毎週教授時間表に「読書科ノ修身ハ毎週二十分ヅツ凡二回之ヲ課ス」とあり、読書の時間に修身も教えることになっていたのがわかる。また、簡易科の教材は、尋常科よりも数は少ないが重なっているものも多い。他県でもこのような傾向がみられ、山形県では2学年まではまったく同じ配当がされている。まさに尋常科の「代用」と考えられていたことが窺われ、そこに「上下関係」は見いだされない。

（2）教科書から浮かぶ簡易科生徒像

ここまで、府県指定の簡易科の教科書が尋常科と共通していたこと、つまり尋常科の教科書をそのまま流用していた事例を確認したが、他方、簡易科のために独自に作成された教科用図書も刊行されていた。ここでは、それらの内容を検討し、そこに垣間見える簡易科生徒像やその生活を探りたい²⁶。

そのうちの一冊、1887年に刊行された『小学簡易科算術書 上』の「緒言」では、著者が

²³ 愛媛教育協会編『愛媛県現行学務規則類集 上』、向陽社、1888年、p.57

²⁴ 同上、p.58-59、およびp.61-62の「小学校教科用図書配当表」より作成。

²⁵ 同上、p.58。尋常小学科第一学年の修身の教科用図書は、木戸麟編『小学修身口授書一』と佐澤太郎編輯『修身口授書』の2点が指定されている。

²⁶ 国会図書館には、小学簡易科のための教科書が、読書用7冊、作文用2冊、習字用1冊、算術のうち珠算用12冊、珠算以外用8冊の合計30冊が保管されている。

次のように述べている。

本書毎法ノ原理ハ高尚ナル解説ヲ須キスシテ容易ク理解セシメ問題ハ皆児童ノ平生感觸スル所ノ卑近ナル物品ノミヲ以テシ應用問題ハ日常計算ニ関リテ多クハ農工商ニ適切ニシテ児童ノ諸心カヲ啓發スヘキモノヲ撰ヒ之ヲ列スルニ一題ノ理ヲ以テ之ニ續ク所ノ數題ヲ解答スルヲ得²⁷

算術の計算を行う問題設定には、日ごろから簡易科の児童にとって身近なもののみを使用することで理解しやすく工夫していると筆者は述べている。ところが問題を読んでもみると、驚くような設定が散見される。

加減乗除雑題 (一) 豪商アリ其財産ハ公債証書ニテ二十八萬九千百圓鉄道株ニテ七十二萬五千圓貸附金ニテ二百六十八萬九千八百七十八圓ト價五百七十萬圓ノ鉱山ト價二百八萬五千六百二十八圓ノ田地ヲ持テワ此財産何圓ナリヤ²⁸

簡易科は、授業料を払えない「貧民」の子どもを対象にしているはずなので、ここに登場する「豪商」のような金持ちとは縁遠いであろうし、公債や株が「卑近ナル物品」とは考え難い。先の「緒言」の中で、「簡易科ニ入ル生徒ハ多クハ中等以下ノ子弟」と筆者は述べているが、この「中等以下ノ子弟」は、森有礼のいう「大多数の「貧者」と同じような子どもたちを指す筈である。同様の例は、他教科の教科書でも見られる。

第二十三課 此ノ女子ヲ見ヨ。愛ラシキ人形ヲ持テリ。此ノ人形ハ、甚タ美シキ着物ヲ着タリ。此ノ女子ハ、此ノ人形ヲ何處ヨリ得タリシヤ。コレハ先頃母ニシタガヒテ、市街ニイタリシ時、母ノ買ヒテ與ヘタルナリ。此ノ女子ハ、此ノ人形ヲ如何ニナサントスルカ。今人形ヲ負ヒテ遊バントスルナリ。²⁹

読書の時間に用いるその『小学簡易科読本』には、女の子の挿し絵が入っているが、なかなか良い身なりをしているし、母と街で買い物を楽しむのだから貧しい家の子どもには見えない。また、作文の教科書には、「(一) 家ノ内ノ間ノ名ハ何々等アルヤ³⁰」という問題が載せられている。「居間」や「客間」、「床の間」、「茶の間」など部屋の種類を答えるのであろう。しかし、子どもたちが長屋などに住んでいれば、部屋の種類の知識はあまり持ち合わせていないのではないだろうか。

また、『小学簡易科読本』には、他にも興味深い内容が載せられている。

生糸ハ。海外ニ輸出スルコトオビタシク。我ガ國第一ノ交易品ナリ。生糸に捻ヲ掛ケ。絹糸ヲ製シ。諸種ノ絹布ヲ織ル。縮緬七子織羽二重八丈紬等は。皆此糸ニテ織リタルモノナリ³¹。

国の輸出品の柱として生糸が紹介されているが、児童がこれを理解できたのかは心許なく、何より下層の児童を相手にこの内容を選択したとは考えづらい。また以下の読本も同様

²⁷ 中条澄清『小学簡易科算術書 上』、修静館、1887年、p.2

²⁸ 中条澄清『小学簡易科算術書 下』、修静館、1887年、p.1

²⁹ 高城与五郎編『簡易科読本 第3』、博文堂、1888年

³⁰ 岩崎申吉編、里村勝次郎編『作文書：尋常小学科小学簡易科 卷之四』、中田書店、1890年、p.8

³¹ 中根淑、内田嘉一著『小学簡易科読本 卷5』、金港堂、1888年

に首をひねるものである。

けんをもちたるは士官にして、てつぼうをになひたるは兵士なり³²。

下層児童を相手にしたとき、戦争や兵士、特に士官の話を出すかは疑問であるが、もう少し上級向けの読本にも兵隊が描かれている。

第十三課 兵隊 此国ハ。兵隊ノ操練ヲスル所ナリ。士官ハ馬上ニ劍ヲ持チ。數百ノ兵卒ハ。皆鐵砲ヲニナヒ。隊伍ヲ整ヘテ進ミ行ケリ。〔中略〕海軍ハ軍艦ニ乗り込ミ。海港ヲ守リ。敵船ヲ破リ。敵地ヲ砲撃スルヲ職トス。故ニ戰ニ臨デハ。數艘ノ軍艦ヨリ大砲ヲ打ち出シ。又ハ別ニ水雷火ヲ沈メオキ。之ヲ發シテ敵船ヲ覆ス等。實ニ目ザマシキカケヒキヲ為ス者ナリ³³。

ここまで見てきたように、これらの教科書内容からは、それらを読み学習する児童が貧しい下層であると想定されたとはいいい難く、むしろ尋常科と変わらない子どもたちを想定していたのではないかと思われる。

IV 教員検定からみた「小学簡易科」の位置

(1) 簡易科教員検定試験

ここまで、府県の教則や教科書を検討してきたが、それらはそのまま実施され、使用されたかどうかまでは分からず、実態として簡易科と尋常科という複層構造がどのような関係にあったか、簡易科がどのように捉えられていたかまで知ることはできない。そこで、そうした問題に迫るために、次に教員検定試験を検討したい。検定試験は、簡易科で教える教師に何が求められたかを示しており、それは実際行われたものだからである。

教員資格については、小学校令では触れられず、「諸学校通則」（勅令第16号、明治19年4月10日）と「小学校教員免許規則」（文部省令第12号、明治19年6月21日）で定められた。簡易科の教員についても、第14条で「小学簡易科教員及小学校授業生免許規則ハ、府知事県令之ヲ定ムヘシ」と規定されている。そのため各府県は小学校教員の免許規則を作成し、免許状取得のための年齢、学力などの条件や免許状の書式、有効年限などを定め、それに基づいて教員を選抜するための検定試験を行った。そして、それらをまとめた試験問題集も刊行されることがあり、簡易科教員検定が含まれたものもあった³⁴。

(2) 簡易科教員に求められたもの

³² 岩崎申吉編、里村勝次郎編『作文書：尋常小学科小学簡易科 卷之三』、中田書店、1890

³³ 上記、岩崎申吉編、里村勝次郎編『作文書：尋常小学科小学簡易科 卷之四』、p.17

³⁴ たとえば、国会図書館には以下のような問題集が所蔵されている。

『埼玉県教員授業生検定試験問題集』、谷口覚太郎編（有成堂、1889）

『小学教員学力検定試験問題集』、神谷春治編（明治閣、1889）（本書は静岡県の検定試験を掲載している。）

『愛媛県小学教員学力検定試験問題集』、向井蔵次郎著（向井書房、1889）

『広島県小学校教員・小学校教員仮免許・小学簡易科教員・小学校授業生学力検定試験問題集』、木村亀太郎編（松村書房、1889）

『群馬県小学校教員検定試験問題集』、村山万樹平 編（報告堂、1890）

『小学教員授業生検定試験問題集』谷口覚太郎編（谷口覚太郎、1890）（本書は愛知県の検定試験を掲載している。）

各府県は簡易科教員にどのような条件を求めたのだろうか。先行研究では、簡易科教員は、賃金が低く待遇が劣悪だったことが指摘されているが、ここでは検定試験の内容を尋常科と比較することで、府県が想定した簡易科の授業レベルを考えてみたい。

群馬県の免許規則では、簡易科教員の資格は、男子が18歳、女子が16歳以上と規定されている。これは、尋常科教員資格と同じである。また、第五条では検定試験の科目が定められ、「修身、読書、作文、習字、算術、教授法、体操」の科目名と使用文献や出題項目が載せられている。たとえば「修身 修身訓範 土岐政孝編の類」「作文 日用文 漢字交り記事文」といった形態である。尋常科教員試験科目が「修身、教育、教授法、読書、習字、作文、算術、地理歴史、理科、体操」と比較すると、3科目ほど少ない。また、その出題項目や使用文献も、たとえば簡易科のそれに加えてもう一冊指定されるなど、尋常科の方が多少ボリュームがある。

では、実際の試験内容はどうか。たとえば「算術」で確認してみよう。

(一) 旅人アリ毎日平等ニ歩シ九十六里ノ道ヲ十二日ニテ旅セントス 然ルニ六日間歩ミシ後足痛ニテ二間旅宿ニ滞留セリ 既定ノ日限内ニ到着セシニハ以後一日ニ幾里宛ヲ歩ミテ可ナルヤ³⁵

(五) 壹圓ニ付一ヶ月三銭宛ノ利ニテ五千八百圓ヲ三年四ヶ月五分ノ二間貸ストキハ利金総額幾何³⁶

このような問題が全5問出題されている。一見して易しいとは思えないので、尋常科の問題と比較してみよう。

(一) 繭三升ヨリ二十八目ヲ得ヘシ 然ルトキハ糸三十五梱ヲ製スルニハ繭何程ヲ要スルヤ但シ一梱ハ九貫目トス³⁷

(五) 金七百六十五圓ヲ甲乙兩組ニ分与スルニ甲組ハ兵卒二十五人乙組ハ十三人ニシテ甲一人ノ所得ハ乙一人ノ所得ニ二倍スト云フ各人ノ所得ヲ問フ³⁸

尋常科教員の算術問題は全7題が出題され、こちらは一筋縄ではいかないが、簡易科とそれほど差があるようにも思われない。また、広島県では、尋常科と簡易科の算術の検定問題で、まったく同じ問題が出題されることもあった³⁹。求められるレベルは、あまり変わらなかったということではないだろうか。

ここですべての府県を検討できている訳ではないので、全国レベルの結論に達することはできないが、少なくともいくつかの県では簡易科と尋常科の教員試験に大きな難易の差

³⁵ 村山万樹平編『群馬県小学校教員検定試験問題集』、報告堂、1890年、p.57

³⁶ 同上、p.58

³⁷ 同上、p.41

³⁸ 同上、p.42

³⁹ 木村亀太郎編『広島県小学校教員・小学校教員仮免許・小学簡易科教員・小学校授業生学力検定試験問題集』、松村書房、1889年

(本稿は、平成24年度～平成26年度科学研究費助成事業(学術研究助成基金助成金)(基礎研究(C))の研究成果の一部である。)

はみられない。これらを見る限り、これまで言われてきたような、簡易科の授業レベルを尋常科よりもずっと低く押さえつけておくようなことは考えられていなかったと思われる。

V おわりに

複数種の小学校課程のひとつであった小学簡易科は、府県レベルではどのように位置づけられ、どのような教育が行われていたのだろうか。教則や教員検定試験の内容を尋常科のそれらと比較することで得られたのは、断片的にはあるものの、簡易科と尋常科がさほど大きな差を持っていない姿だった。児童に身近なものを例示することにより教育効果を上げようとした簡易科教科書に描かれた児童や生活状況は、ごく貧しい子どもたちのそれではなかった。確かに簡易科は授業料を払えない「貧者」の学校といわれたが、森有礼が言う国民の3分の2を占める「貧者」は、現代の私たちが「貧民」「貧者」と耳にした時に即座に思い浮かべる、下層の極めて貧しいイメージとはずれるのかもしれない。このあたりは、経済状況や階層と生活実態、言葉の意味内容の変遷など別の角度からの調査が必要であり、今後の課題としたい。

これまで尋常科と簡易科の相違は明確になっておらず、授業料や教員給与などからの推測にとどまっていたが、今回試みたような、授業や教材といった教育内容の側面から確定する方法も有効であったと考える。史料数が限られるため限定的な結論ではあるが、簡易科の教育課程は尋常科とそれほど遜色なく、児童の生活環境も貧しいとか下層などとは到底いえそうにないものだった。そうであれば、教育内容に即して、この時期の教育課程の重層化の意味を改めて明らかにする必要がある、それがなければ、その後に国民教育が画一化していくことの意味もまた明らかにならないのではないだろうか。